

# 電磁式水道メーター更新工事（その2）

## 特記仕様書

平成29年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

## 目 次

第1章	総則	
1-1	適用範囲	1
1-2	仕様の優先順序	1
1-3	工事概要	1
1-4	一般事項	1
1-5	工事共通事項	5
第2章	電磁式水道メーター更新工事	
2-1	概要	5
2-2	工事内容	6
2-3	機器仕様	7
2-4	試運転調整	11
2-5	配管接合材料等	11
2-6	その他	14
第3章	安全対策	
3-1	公衆災害	15
3-2	安全・訓練等	15
	建設副産物に関する特記証書	16
	施工条件の明示	17

## 第 1 章 総 則

### 1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の工事（以下「本工事」という。）に適用する。

- (1) 工事番号 送改平 29 第 1 号
- (2) 工 事 名 電磁式水道メーター更新工事（その 2）
- (3) 工事場所 富里市七栄 6 5 1 番地 1 2 2（富里市供給地点）他 4 箇所
- (4) 工事期限 契約日から平成 30 年 2 月 28 日まで

### 1-2 仕様書の優先順序

1. 仕様書の優先順序は、以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (4) 日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書
- (5) その他公的な仕様書

なお、本特記仕様書、設計図書等に記載の無い事項については、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

### 1-3 工事概要

1. 本工事は、富里市供給地点他 4 箇所に設置している電磁式水道メーターを更新するものであり、その概要は以下のとおりである。

#### 記

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) φ250mm 電磁式水道メーター更新工 | 2 台 |
| (2) φ150mm 電磁式水道メーター更新工 | 3 台 |
| (3) 試運転調整               | 1 式 |

### 1-4 一般事項

1. 請負者は、設計図書に基づき施工するものとするが、仕様書に明記されていない事項があっても本工事目的物を達成するにあたり、当然必要と思われる工事等は、当組合の承諾

- を得て施工しなければならない。
2. 工事に伴い第三者や当組合工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡のうえ、請負者の負担により速やかに復旧しなければならない。
  3. 請負者は、本工事に係わる諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。また、工事の施工に必要な届出等は請負者がこれを代行し、製品等に関し特許等に抵触するものがあるときは、全て請負者の責任において処理すること。
  4. 仕様書間の相違や疑義が生じた場合は、監督職員に確認し、指示を受けなければならない。
  5. 設計図書と関係法令等との間で相違がある場合、または、食い違いが生じた場合には遅滞なく監督職員に申し出て、完成品が違法とならないようすること。
  6. 請負者は、監理技術者及び主任技術者並びに現場代理人の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。
  7. 現場の納まりや取り合い等により機材の取り付け位置または取り付け方法など軽微な変更、また、設計図書に記載が無いが、構造上、機能上、関係法令上、当然必要とするもの等で設計変更を必要としない軽微な変更については、監督職員と協議のうえ、請負者の責任において処理するものとする。
  8. 請負者は、工事期間中に機器・材料・工具等を仮置きする場合は、当組合庁舎管理規程に基づき庁舎の使用許可を申し出ること。また、工事作業現場及び機器等は適切な養生を行い、現場内の管理は請負者の責任とする。
  9. かし担保期間については、建設工事請負契約書に基づくものとし、この間の故障もしくは欠陥について請負者は速やかに原因を調査すること。また、原因が本工事に起因する場合は、交換または修理しなければならない。この場合、費用については請負者の負担とする。その他、当組合の規程による。
  10. 請負者は、契約書の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。
  11. 請負者は、工事の施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
  12. 請負者は、工事の施工にあたり、既設稼働中の設備・機器等の仕様、運用について事前に十分調査し、稼働中の設備に支障を与えないように、各施工対象設備・機器等の施工順

序及び施工方法を十分検討しなければならない。

13. 請負者は、監督職員と十分打合せのうえ、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう作業手順書を作成し施工しなければならない。
14. 製作機器等の工場検査について、特に必要と認めた場合、監督職員が直接検査を行う場合がある。
15. 請負者は、工事の施工にあたり、作業上の安全対策を十分行わなければならない。
16. 請負者は、工事の施工にあたり、作業員の衛生管理には十分注意しなければならない。
17. 工事現場において施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入ってはならない。同様に施工と関係のない機器等には絶対に触れてはならない。
18. 工事用電源は、請負者の負担とする。
19. 請負者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 契 約 後

- |   |              |     |
|---|--------------|-----|
| ① 工事着手届   | (契約後 7 日以内)  | 2 部 |
| ② 主任技術者等選任通知書   | ( 〃 )        | 2 部 |
| (経歴書、資格証の写し又は、実務経験証明書及び当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係のあることを証する書面の写しを添付すること。) |              |     |
| ③ 工程表   | (契約後 14 日以内) | 2 部 |
| ④ 受注時工事カルテ受領書の写し  | (契約後 10 日以内) | 1 部 |
| ⑤ 工事保険の契約書の写し   | (契約後 30 日以内) | 1 部 |
| (保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 14 日として契約すること。)                |              |     |
| ⑥ 火災保険等の写し  | (契約後 30 日以内) | 1 部 |
| (保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 14 日として契約すること。)                |              |     |
| ⑦ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書   | (契約後 30 日以内) | 1 部 |

(2) 着 手 後

- |                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| ① 施工計画書                            | (原則として契約後 1 か月以内) | 2 部 |
| 〔工事概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、施工方法等〕      |                   |     |
| ② 下請業者選定通知書                        | (原則として契約後 1 か月以内) | 2 部 |
| 〔施工体制台帳、施工体制図、下請契約書の写し、再下請契約書の写し等〕 |                   |     |

- |                   |           |    |
|-------------------|-----------|----|
| ③ 工事打合簿           | ( 必要の都度 ) | 2部 |
| ④ 庁舎使用許可申請書       | ( // )    | 1部 |
| ⑤ 作業員名簿           | ( // )    | 1部 |
| ⑥ 腸内細菌検査(検便)結果の写し | ( // )    | 1部 |
| ⑦ 承諾図書            | ( // )    | 2部 |

[機器の製作図面については、原則として契約後1ヶ月以内]

仕様・施工等の打合せ協議を行い確認した後、使用材料、機器製作及び詳細仕様書を決定し、機器単体図、据付施工図等、その他必要な図面を作成し、監督職員の承諾を得て機器等の製作に入ること。

- |  |           |    |
|--|-----------|----|
| ⑧ 作業要領書、手順書                            | ( 現場着手前 ) | 2部 |
| ⑨ 建設副産物処理承認申請書                         | ( // )    | 2部 |
| [「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及びFD又はCD 1枚] |           |    |
| ⑩ 労災保険加入確認書の写し                         | ( 現場着手前 ) | 1部 |

### (3) 工事施工中

- |            |              |    |
|------------|--------------|----|
| ① 工事履行報告書  | ( 翌月5日まで )   | 1部 |
| ② 月間工事工程表  | (監督職員の指示による) | 1部 |
| ③ 週間工事工程表  | ( // )       | 1部 |
| ④ 工事日報     | ( 当日作業後 )    | 1部 |
| ⑤ 機器・材料確認願 | ( // )       | 2部 |
| ⑥ 確認・立会願   | ( 必要の都度 )    | 2部 |

### (4) 工事完成時

- |  |              |    |
|--|--------------|----|
| ① 工事完成通知書                              |              | 2部 |
| ② 完成時工事カルテ受領書の写し                       | (工事完成後10日以内) | 1部 |
| ③ 建設副産物処理調書                            |              | 2部 |
| [「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及びFD又はCD 1枚] |              |    |
| ④ 安全・訓練等実施状況報告書                        |              | 1部 |
| ⑤ 工事完成図書(A4版 黒表紙)                      |              | 2部 |
| [図面A1、その他はA4サイズとする。](打ち合わせにより決定する。)    |              |    |
| ⑥ 工事完成図書(A4キングファイル)                    |              | 1部 |
| ⑦ 工事記録写真帳(A4サイズ・必要に応じて閲覧ソフト含む)         |              | 1部 |
| ⑧ 完成図書等電子ファイル(CD-ROM)                  |              | 1式 |

[施工図等の図面は、CADデータ（JW等）を完成図書と共にCD-ROMに格納し提出すること。]

#### (5) その他

必要に応じて監督職員が指示したもの

### 1-5 工事共通事項

1. 本特記仕様書に記載されている機器等の仕様は参考であり、詳細仕様については打ち合わせ協議を行い確認した後、機器製作図及び詳細仕様を決定し、機器単体図、配線仕様図、据付施工図、シーケンス図、その他必要な図面を作成し、監督職員の承諾を得た後、機器等の製作に入ること。
2. 機器は、操作場所及び保守点検スペースを考慮した配置を十分検討すること。
3. 各機器及び材料については、日本工業規格（JIS）・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）・日本電気工業会規格（JEM）等の規格に基づき適正な検査を実施し、規格に適合したものを使用すること。
4. 機器のメンテナンス機器等を付属すること。
5. 本工事に際して、熟練した技術者を配置すること。
6. 公的な仕様書、図面並びに承諾図等は、作業中現場に常備すること。
7. 既設稼働中の設備・機器等に対して、維持管理上の責任分界点を設け施工しなければならない。
8. 発生材は別紙「建設副産物特記仕様書」に基づき適正に処分すること。

## 第2章 電磁式水道メーター更新工事

### 2-1 概要

1. 本工事は、富里市供給地点、八街市第2供給地点、四街道市第2供給地点、四街道市第3供給地点及び成田分岐地点において、水量の取引用に使用している電磁式水道メーターが使用期限に達するため計量法の規定に基づき新基準による型式承認を受けた電磁式水道メーター（専用ケーブルを含む）への更新及び水道メーター専用ケーブル用電線管について更新するものである。

また、四街道市第2供給地点及び四街道市第3供給地点のレンジ変更を併せて行うものである。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) φ250mm 電磁式水道メーター更新工 | 2 台 |
| (2) φ150mm 電磁式水道メーター更新工 | 3 台 |
| (3) 試運転調整               | 1 式 |

\* 電磁式水道メーター有効期限

- |              |          |          |
|--------------|----------|----------|
| ① 富里市供給地点    | (φ250mm) | 平成29年11月 |
| ② 八街市第2供給地点  | (φ250mm) | 平成30年1月  |
| ③ 四街道市第2供給地点 | (φ150mm) | 平成29年10月 |
| ④ 四街道市第3供給地点 | (φ150mm) | 平成29年11月 |
| ⑤ 成田分岐地点     | (φ150mm) | 平成29年9月  |

## 2-2 工事内容

1. 既設電磁式水道メーター撤去後、新規電磁式水道メーターを据付けるものとする  
詳細手順は以下のとおりとする。

(1) 既設電磁式水道メーター専用ケーブルについて

- |  |
|--|
| ① 既設電磁式水道メーター専用ケーブルの離線・撤去<br>及び水道メーター専用ケーブル用既設電線管 (G22) の撤去  |
| ② 水道メーター専用ケーブル用新規電線管 (G22) の布設<br>及び新規電磁式水道メーター専用ケーブルの布設及び結線 |

(2) 新規電磁式水道メーターについて

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 既設電磁式水道メーター撤去                      |
| ② 新規電磁式水道メーター据付                      |
| ③ 管内充水、水圧試験等フランジ部分からの漏水有無の確認         |
| ④ 各種現場試験 (絶縁抵抗測定、水抵抗測定等)、単体調整及び組合せ試験 |

(3) 電磁式水道メーター撤去・据付に係る作業帯は、当該関係団体との協議によるが、原則として昼間作業 (成田分岐地点は除く) で実施するものとする。

(4) 管内充水、水圧試験等フランジ部分からの漏水有無の確認は新規電磁式水道メーター据付けに合わせて実施する。

また、圧力指示及び残留塩素指示について調整を行う。

2. 新規ステンレス製ルース短管 (四街道市第2供給地点、四街道市第3供給地点)

(1) 既設ルース短管撤去、新規ルース短管据付。(パッキン・ボルト・ナットは新規交換)



### 3. レンジ変更について

- (1) 四街道市第2供給地点及び四街道市第3供給地点のレンジ変更について  
(印東加圧ポンプ場中央監視装置 (HIS)、印東加圧ポンプ場テレメータ (S3)、各供給地点ワンループコントローラ (L1)、各供給地点記録計 (CLR) の機能増設を行う。目盛板等も変更する。)

【機能増設対象既設機器メーカー：(株)東芝】

- ① 四街道市第2供給地点 0～450m<sup>3</sup>/h → 0～600m<sup>3</sup>/h  
② 四街道市第3供給地点 0～450m<sup>3</sup>/h → 0～600m<sup>3</sup>/h

### 2-3 機器仕様

1. 請負者が製造する電磁式水道メーターは以下の法令及び適用規格等による。

- (1) 計量法(平成4年法律第51号(改正平成26年6月13日))及び特定計量器検定検査規則(平成5年10月26日通商産業省令第70号(改正平成28年1月15日))  
(2) 日本工業規格及びその引用規格

- ①JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様)  
②JIS B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター第2部：特定計量器仕様)  
③前号の基準器検査等による試験成績表を提出すること。

2. 電磁式水道メーターの仕様は以下のとおり、または同等品以上の仕様を有する機器とする。

なお、検出器で出力されたパルスが確実に印東加圧ポンプ場中央監視設備まで上がるよう必要な対策を施すこと。

(1) 富里市供給地点〔富里市七栄651番地122 (富里市浄水場内)〕

- |               |   |
|---------------|---|
| ① 形式          | 電磁式水道メーター (分離形)   |
| ② 口径          | 250mm   |
| ③ 電源電圧        | DC24V   |
| ④ 出力信号        | パルス出力 (1m <sup>3</sup> /1P)<br>パルス幅 (250ms)<br>アナログ出力 (4～20mA DC) 付 |
| ⑤ 主材質         | 測定管：ステンレス鋼<br>電極：SUS316   |
| ⑥ フランジ規格 水道規格 | JIS G 3443-2 F12  |

- ⑦ 標準流量 800 m<sup>3</sup>/h
- ⑧ 使用流量範囲 0～1,000 m<sup>3</sup>/h
- ⑨ 検出器面間寸法 350mm (既設)
- ⑩ 質 量 検出器：約106kg  
変換器：約11kg
- ⑪ 変換器外形寸法 W：234.5×H：410×D：155程度
- ⑫ 構 成 検出器 1台  
変換器 1台  
専用ケーブル (励磁、信号) 各7.0m程度を含む

(2) 八街市第2供給地点 [八街市榎戸415番 (八街市第2配水場内)]

- ① 形 式 電磁式水道メーター (分離形)
- ② 口 径 250mm
- ③ 電源電圧 DC24V
- ④ 出力信号 パルス出力 (1 m<sup>3</sup>/1 P)  
パルス幅 (250ms)  
アナログ出力 (4～20mA DC) 付
- ⑤ 主材質 測定管：ステンレス鋼  
電 極：SUS316
- ⑥ フランジ規格 水道規格 JIS G 3443-2 F12
- ⑦ 標準流量 800 m<sup>3</sup>/h
- ⑧ 使用流量範囲 0～1,000 m<sup>3</sup>/h
- ⑨ 検出器面間寸法 350mm (既設)
- ⑩ 質 量 検出器：約106kg  
変換器：約11kg
- ⑪ 変換器外形寸法 W：234.5×H：410×D：155程度
- ⑫ 構 成 検出器 1台  
変換器 1台  
専用ケーブル (励磁、信号) 各7.0m程度を含む

(3) 四街道市第2供給地点 [四街道市山梨1500番地 (四街道市第2浄水場内)]

- ① 形 式 電磁式水道メーター (分離形)
- ② 口 径 150mm

- ③ 電源電圧 DC 24V
- ④ 出力信号 パルス出力 (1 m<sup>3</sup>/1 P)  
パルス幅 (250ms)  
アナログ出力 (4~20mA DC) 付
- ⑤ 主材質 測定管：ステンレス鋼  
電 極：SUS316
- ⑥ フランジ規格 水道規格 JIS G 3443-2 F12
- ⑦ 標準流量 300 m<sup>3</sup>/h
- ⑧ 使用流量範囲 0~450 m<sup>3</sup>/h  
※ 使用流量範囲の変更に伴いレンジ変更すること。  
(今回、0~600 m<sup>3</sup>/hとする。)
- ⑨ 検出器面間寸法 260mm (既設)
- ⑩ 質 量 検出器：約36kg  
変換器：約11kg
- ⑪ 変換器外形寸法 W：234.5×H：410×D：155程度
- ⑫ 構 成 検出器 1台  
変換器 1台  
専用ケーブル (励磁、信号) 各5.0m程度を含む
- (4) 四街道市第3供給地点 [四街道市千代田1丁目14番地(四街道市第3浄水場内)]
- ① 形 式 電磁式水道メーター (分離形)
- ② 口 径 150mm
- ③ 電源電圧 DC 24V
- ④ 出力信号 パルス出力 (1 m<sup>3</sup>/1 P)  
パルス幅 (250ms)  
アナログ出力 (4~20mA DC) 付
- ⑤ 主材質 測定管：ステンレス鋼  
電 極：SUS316
- ⑥ フランジ規格 水道規格 JIS G 3443-2 F12
- ⑦ 標準流量 300 m<sup>3</sup>/h
- ⑧ 使用流量範囲 0~450 m<sup>3</sup>/h  
※ 使用流量範囲の変更に伴いレンジ変更すること。

(今回、0～600m<sup>3</sup>/hとする。)

- ⑨ 検出器面間寸法 260mm (既設)
- ⑩ 質 量 検出器：約36kg  
変換器：約11kg
- ⑪ 変換器外形寸法 W：234.5×H：410×D：155程度
- ⑫ 構 成 検出器 1台  
変換器 1台  
専用ケーブル (励磁、信号) 各4.0m程度を含む

(5) 成田分岐地点 [成田市並木町179-2番地先]

- ① 形 式 電磁式水道メーター (分離形)
- ② 口 径 150mm
- ③ 電源電圧 AC100V
- ④ 出力信号 パルス出力 (10m<sup>3</sup>/1P)  
パルス幅 (250ms)  
アナログ出力 (4～20mA DC) 付
- ⑤ 主材質 測定管：ステンレス鋼  
電 極：SUS316
- ⑥ フランジ規格 水道規格 JIS G 3443-2 F12
- ⑦ 標準流量 300m<sup>3</sup>/h
- ⑧ 使用流量範囲 0～600m<sup>3</sup>/h
- ⑨ 検出器面間寸法 260mm (既設)
- ⑩ 質 量 検出器：約36kg  
変換器：約11kg
- ⑪ 変換器外形寸法 W：234.5×H：410×D：155程度
- ⑫ 構 成 検出器 1台  
変換器 1台  
専用ケーブル (励磁、信号) 各9.0m程度を含む

\* 電磁式水道メーター専用ケーブル

- ① 励磁用 2PNCT (1.25mm 2-3C) JIS C 3327 相当
- ② 信号用 2PNCT-S (0.75mm 2-2C) JIS C 3327 相当

※工場で検出器と専用ケーブルを圧着した状態で出荷すること。

3. 電磁式水道メーターは、その構造が当該適用規格等に定める技術上の基準に適合し、基準器検査に合格した試験成績表を提出すること。

#### 2-4 試運転調整

1. 現場据付後、専用ケーブルの絶縁抵抗測定、水抵抗測定及び単体調整を行うこと。
2. レンジ変更後、各機能増設対象機器について計測信号の確認試験を行うこと。

#### 2-5 配管接合材料等

1. 主要となる配管接合材料は、社団法人日本水道協会の検査合格品を使用することとし、検査証明書を提出すること。

また、ルース短管等配管材料の面間など十分に現地調査を行い製作すること。

2. 異種金属のフランジ接合部は電氣的に絶縁すること。
3. 各供給地点における配管接合材料等は以下のとおりとする。

##### (1) 富里市供給地点配管接合材料等

口径250mm 配管接合材料	ステンレス製 ボルト・ナット・ワッシャー (水協品) M20 × L90mm 程度(フランジ用) 8組 × 2セット M20 × L80mm 程度(フランジアダプター用) 8組 フランジパッキン 250mm 用 (水協品) 2枚	一式
電線管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 24mm 4m 金属製可とう電線管付属材料 1式	
配管サポート	ステンレス製 (承諾図により製作し、現場合わせ)	一式
弁類	ステンレス製ゲート弁 25A 10K 両フランジ 4個 フランジガasket 25A用 8枚 ステンレス製フランジ 25A用ねじ込み穴付 10K 1個 ステンレス製短ニップル 25A用 1個	

(2) 八街市第2供給地点配管接合材料等

口径250mm 配管接合材料	ステンレス製 ボルト・ナット・ワッシャー (水協品) M20 × L90mm 程度(フランジ用) 8組 × 2セット 絶縁ワッシャー・絶縁スリーブ M20用 8組 フランジパッキン 250mm用 (水協品) 2枚	一式
電線管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 24mm 3m 金属製可とう電線管付属材料 1式	
配管サポート	ステンレス製 (承諾図により製作し、現場合わせ)	一式

(3) 四街道市第2供給地点配管接合材料等

口径150mm 配管接合材料	ステンレス製 ボルト・ナット・ワッシャー (水協品) M16 × L80mm 程度 (フランジ用) 6組 M16 × L70mm 程度 (ルース付短管用) 6組 M16 × L90mm 程度 (ルース付短管用) 6組 絶縁ワッシャー・絶縁スリーブ M16用 6組 フランジパッキン 150mm用 (水協品) 3枚	一式
ルース付短管	ステンレス製ルース付短管 (製作品) 1本 150mm, 面間230mm程度 (承諾図による)	
電線管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 24mm 1m 金属製可とう電線管付属材料 1式	
配管サポート	ステンレス製 (承諾図により製作し、現場合わせ)	一式

(4) 四街道市第3供給地点配管接合材料等

口径150mm 配管接合材料	ステンレス製 ボルト・ナット・ワッシャー (水協品)		
	M16 × L80mm 程度 (フランジ用)	6組	
	M16 × L70mm 程度 (ルース付短管用)	6組	
	M16 × L90mm 程度 (ルース付短管用)	6組	一式
	絶縁ワッシャー・絶縁スリーブ M16用	6組	
	フランジパッキン 150mm用 (水協品)	3枚	
ルース付短管	ステンレス製ルース付短管 (製作品)	1本	
	150mm, 面間230mm 程度 (承諾図による)		
電線管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 24mm	1m	
	金属製可とう電線管付属材料	1式	
配管サポート	ステンレス製 (承諾図により製作し、現場合わせ)		一式

(5) 成田分岐地点配管接合材料等

口径150mm 配管接合材料	ステンレス製 ボルト・ナット・ワッシャー (水協品)		
	M16 × L80mm 程度	6組×2セット	一式
	フランジパッキン 150mm用 (水協品)	2枚	
	フランジアダプター用Oリング 150mm用	1本	
電線管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 24mm	2m	
	金属製可とう電線管付属材料	1式	
配管サポート	ステンレス製 (承諾図により製作し、現場合わせ)		一式
弁類	ステンレス製ゲート弁 25A 10K 両フランジ	2個	
	ステンレス製ゲート弁 50A 10K 両フランジ	1個	
	フランジガasket 25A用	4枚	
	フランジガasket 50A用	2枚	
	ステンレス製短ニップル 25A用	2個	
	ステンレス製エルボ 25A用	1個	

## 2-6 その他

1. 本工事を施工する際には、事前に工事対象現場を十分調査し、着工前状況等を確認してから安全衛生に留意し施工すること。
2. 本工事施工にあたり、請負者は経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し施工すること。
3. 機器等の搬入出時にクレーンを使用する場合は、有資格者を配置すること。
4. 施設の立入は、監督職員の承諾を得て行うこと。施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係のない機器等には絶対に触れないこと。
5. 現場作業当日は、作業前の連絡（作業内容を明確にすること）、作業後の報告を行うこと。  
なお、連絡等の予定時間は次のとおりとする。
  - (1) 当日作業内容連絡 8 : 45
  - (2) 作業時間 9 : 00 ~ 16 : 30
  - (3) 作業終了報告 17 : 00 作業日報提出
6. 施設の運転に支障のないよう必要に応じて仮設電源を使用し、作業範囲、安全工法に十分留意し施工する。
7. 設備へ影響、危険の伴う作業は、作業条件を十分に検討し、手順書等により安全・確実な作業を行わなければならない。また、ポンプ場運転管理に影響を与える部分については予め検討し、事前に作業要領を作成し、監督職員の承諾を得ること。
8. 本工事を施工する際には、施工場所が水道用水供給施設であることから、衛生管理に十分注意しなければならない。



## 第3章 安全対策

### 3-1 公衆災害

請負者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、災害の防止を図らなければならない。

### 3-2 安全・訓練等

#### 1. 安全・訓練等の実施

請負者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

請負者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

#### 3. 安全・訓練等の実施状況報告

請負者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 建設副産物に関する特記仕様書

### 1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2009ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS－」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、フロッピーディスクと出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、「建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS－」は、これを無償貸与する。

#### ◎作成対象工事

請負金額1,000千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票、D票（及びE票）の写しを提出すること。
- また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。
- (6) 建設廃棄物の処理にあたり、次の事項について記録写真を撮影すること。
- ① 廃材積み込み時           (運搬車両のナンバープレート)
  - ② 現場出発時               (運搬車両のナンバープレート)
  - ③ 処分場到着時           (処分業者名及び運搬車両のナンバープレート)
  - ④ 処分状況

施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工計画書の承諾により開始するが、その後当組合の承諾により作業日の変更は可能とする。</li> <li>2 工期は機器及び材料製作日数を含む。</li> <li>3 水運用(送水停止)に係る作業要領書及び手順書は1ヶ月前までに提出すること。</li> </ol>
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事場所は住宅地に面しているため、騒音、振動等の公害防止に十分配慮する。また、周辺住民へ工事の事前お知らせを行うこと。</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働安全衛生法を遵守すること。</li> <li>2 作業の際には、電源操作及び養生等を確実にを行い、感電事故、波及事故等に十分注意すること。</li> <li>3 工事施工においては、人孔内(地下)での作業となるため、作業にあたり酸欠測定等の安全確認を行い、作業に対応した安全対策を講じること。</li> <li>4 作業に当たっては、重量物を取り扱う作業なので、十分に安全を確認すること。</li> <li>5 工事対象設備の構造及び危険性を熟知し、作業の際には人身の安全確保を重視し施工すること。</li> <li>6 公共道路での作業については、道路使用許可を受けること。</li> <li>7 成田分岐地点の作業時、交通誘導員を配置すること。</li> </ol>
仮設関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業で使用する工事用電源は請負者にて用意し低騒音型とすること。</li> <li>2 仮設物の設置が必要な場合には、仮設計画書を作成すること。</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機器輸送等について、過積載による違法運行防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、適正かつ円滑に工事を実施すること。</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別添、産業廃棄物に関する特記仕様書に従い適正に処理すること。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要に応じて「庁舎使用許可申請書」を提出すること。</li> <li>2 工事場所は水道施設であるため、みだりに施設内に立ち入らないとともに、関係の無い機器には絶対に触れないこと。 また、作業員の衛生管理には十分注意しなければならない。 なお、腸内細菌検査(検便)結果の写しを提出すること。</li> <li>3 工事に関連する管内水洗浄作業について協力すること。</li> <li>4 成田分岐地点の電磁式水道メーター交換は、夜間作業で行うこと。</li> </ol>